

組合活性化研修助成事業補助金交付規程

(趣 旨)

第1条 徳島県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）は、中小企業が経済環境の変化等に適切に対応していくため、事業協同組合、商工組合、その他の組合又はその連合会（以下「組合等」という。）が、組合員等を対象として実施する組合活性化研修助成事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、この規程に定めるところにより実施するものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 組合等が行う組合活性化研修助成事業に要する経費の補助(以下「補助金」という。)は、組合等が行う研修事業に要する経費であって、別紙に掲げるもののうち、徳島県中小企業団体中央会会長(以下「中央会会長」という。)が必要かつ適当と認めるものについて行う。

(補助額)

第3条 中央会が交付する補助金の額は、予算の範囲内において決定するものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 組合は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書（正1通）に前年度決算関係書類、当該年度の収支予算書及び事業計画書並びに組合の組織及び事業の概要を記載した書面を添えて中央会会長にその定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 中央会会長は、第4条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により、組合に通知するものとする。この場合において、中央会会長は、補助金の適正な交付を行うため必要と認めるときは、申請に係る事項について修正を加え、交付の決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第6条 第5条の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服がある場合は申請の取下げをすることができる。ただし、申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付決定の通知を受けた日から20日以内とする。

(補助事業の内容の変更)

第7条 組合は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3による申請書（正1通）を中央会会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な

変更については、この限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 組合は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3による申請書(正1通)を中央会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の届出)

第9条 組合は、補助事業が中央会の会計年度末までに完了する見込がなくなったとき、又はその遂行が困難となったときは、すみやかに様式第4による事故報告書(正1通)を中央会会長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 組合は、中央会の会計年度終了までに(ただし、第8条の規定により、補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から5日以内)に、様式第5による補助事業実績報告書(正1通)を中央会会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第11条 中央会会長は、第10条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書を審査し、必要に応じ現地調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6による補助金確定通知書により組合に通知するものとする。

(精算払いの請求)

第12条 組合は、第10条の規定により、実績報告書を提出した日から5日以内に、様式第7による精算払請求書(正1通)を中央会会長に提出し、補助金の精算払いを受けることができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第13条 中央会会長は、組合が組合活性化研修助成事業補助金を他の用途に流用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 前項の規定は、補助金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 中央会会長は、補助金の交付決定の取消しをした場合は、その旨を組合に対し、すみやかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 組合は、第13条の規定により取消しを受けた場合において既に補助金の交付を受けているときは、補助金返還通知書に従って補助金を返還しなければならない。

2 組合は、第11条の規定により補助金の額の確定を受けた場合において、既にその額を越え

る補助金が交付されているときは、補助金返還通知書に従って補助金を返還しなければならない。

(補助金に係る経理)

第15条 組合は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助事業の監査)

第16条 中央会会長は、補助事業の適正な遂行を確保するため必要と認めたときは、その指導員又は職員に対し、組合の監査を行わせることができる。

(その他)

第17条 中央会会長は、組合に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

[別 紙]

補 助 金 交 付 の 対 象 と な る 経 費
謝金、旅費、会議費、会場設営費、資料費、印刷費、広告宣伝費、集計費、委託費、借料・損料、原稿料、実験費、消耗品費、雑役務費、通信運搬費 車両借上料

(附 則) 1 本規程は、平成16年4月1日より施行する